

## 丸亀市週休2日工事実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨に基づき、建設業の労働環境を改善し、担い手の確保を図ることを目的として、月単位において週休2日の現場閉所に取り組む工事（以下「週休2日工事」という。）を実施するために必要な事項を定める。

### (対象工事)

第2条 市が発注する工事は、原則として週休2日工事とし、次のいずれかに区分するものとする。ただし、工事の施工条件等により対応が困難であるなど、週休2日工事とすることが適切でないと認められる工事は除く。

#### (1) 発注者指定型

発注者が指定した工事

#### (2) 受注者希望型

受注者から週休2日工事に取り組むかどうかの意思表示を求める工事

### (対象期間)

第3条 対象期間は、工事着手日から竣工日までの期間（年末年始休暇6日間及び夏季休暇3日間を除く。）とする。なお、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が事前に対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらずに現場作業等を余儀なくされる期間など）は含まない。

### (休工の定義)

第4条 この要領において、休工とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

### (入札公告等における記載)

第5条 発注者は、週休2日工事として発注する場合は、入札公告及び特記仕様書に週休2日工事（発注者指定型又は受注者希望型）である旨を記載するものとする。

### (工事着手前の確認手続)

第6条 受注者は、工事着手日までに、次に掲げる内容を実施しなければならない。

#### (1) 発注者指定型

受注者は、週休2日を考慮した休工日が確認できる工程表を作成するとともに、その工程について監督職員と協議しなければならない。

#### (2) 受注者希望型

受注者は、週休2日工事への取組を希望する場合、週休2日工事を実施する旨を工事打合簿に記載して、週休2日を考慮した休工日が確認できる工程表とともに監督職員に提出しなければならない。

2 監督職員は、前項第2号の工事打合簿及び工程表の提出を受けた場合、受注者と協議し、週休2日工事の実施の適否について受注者に工事打合簿で通知するものとする。

(工事中標示板)

第7条 受注者は、工事中標示板に週休2日工事である旨を記載するものとする。

(休工日の確保)

第8条 週休2日工事の受注者(以下「受注者」という。)は、対象期間において、全ての月で4週のうち8日以上を休工日としなければならない。ただし、災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等で発注者がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(休工日に現場作業を行う場合の報告)

第9条 受注者は、休工日に現場作業を行う場合は、事前に監督職員に報告しなければならない。

(工事完成時の実施状況報告)

第10条 受注者は、工事完成時に休工日の確保の状況を確認できる資料を監督職員に提出しなければならない。

(監督職員の休日確保の取組)

第11条 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休工日の作業が生じるような指示を行ってはならない。

(経費の算出等)

第12条 経費の算出は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 発注者指定型

発注者は、当初設計で月単位の週休2日の補正を行い、対象期間内の全ての月毎に現場閉所日数の割合(以下「現場閉所率」という。)を確認し、4週8休に満たない月がひと月でもある場合は、減額の経費補正を行う。また、対象期間全体を通して現場閉所率が4週8休に満たない場合においても、減額の経費補正を行う。

(2) 受注者希望型

発注者は、当初予定価格において4週8休の補正を行わず、受注者が週休2日工事を実施した場合は、現場閉所の達成状況に応じて増額の経費補正を行う。

2 発注者は、前項の規定に基づき経費補正をしたときは、遅滞なく受注者と変更契約を行うものとする。

(工事成績評定)

第13条 発注者は、当該工事が工事成績評定の対象である場合、受注者側に明らかに週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、工事成績評定で評価する。

(その他)

第14条 この要領の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

1. この要領は、令和6年4月1日以降、令和6年度補正係数による積算が完了した日以後に入札公告、指名通知を行う工事から適用する。

(経過措置)

2. 令和6年度に発注する工事に限り、第13条の規定は、適用しない。